

令和7年度 高等学校等就学支援金 手続きのお知らせ

高等学校等就学支援金は、安心して勉学に打ち込めるよう、支給要件を満たす生徒に支給し授業料に充てることで、授業料を実質無償とする国の制度です。（平成26年度入学生から開始）

この「高等学校等就学支援金 手続きのお知らせ」をお読みいただき、手続きをお願いします。

- すべての生徒から手続きをしていただきます。
- 支給要件を満たす生徒は、授業料を納める必要はありません。
- 就学支援金は、生徒本人が直接受け取るものではありません。

※ 就学支援金が支給された場合、授業料が実質無償となっています。

ただし、授業料以外の費用（入学金・PTA会費等）は就学支援金の対象となりませんので、別に納める必要があります。

※ 手続きしない生徒や支給要件を満たさない生徒は、授業料を納めていただくことになります。

※ 手続きしない生徒は、今後、国において授業料無償化の制度が新設された場合であっても制度の対象外となる可能性があります。

1 支給要件と支給額

支給要件

令和6年度の
「市町村民税の課税標準額(※1)×6%－市町村民税の調整控除の額の合計額」

保護者（父・母等）の合計が **304,200円(※2)未満**の世帯の生徒

※1 今回は令和7年4月から令和7年6月までの支援金の申請となります。生徒が早生まれかつ扶養控除の適用が他の同学年の生徒より1年遅い場合（H20.1.2～4.1生まれの生徒が該当）、課税標準額から33万円控除されます。

※2 収入の目安としては、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合で、年収910万円程度です。（家族構成や職業、各種控除等により変わります。）

支給要件	全日制課程	定時制課程	通信制課程
支給額(月額)	9,900円	2,700円	1単位当たり 年額330円
支給限度期間 (支給限度単位)	36カ月	48カ月	48カ月 (通算74単位まで)

2 年間の手続き

在学中の就学支援金の手続き及び支給の流れは次のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 学年時	[1回目手続き] オンライン申請 支給対象期間 4～6月			[2回目手続き] 後日ご案内								
2 学年時				[3回目手続き] 2回目と同じ								
3 学年時				[4回目手続き] 3回目と同じ								

※ 支給対象期間: 1学年時(4~6月), 2学年時(7~翌年6月), 3学年時(7~翌年3月)

今回対象の手続きです

- ※ 手続きは、原則オンラインで申請をします。
(オンライン申請が難しい場合は事務室へお問い合わせください。)
- ※ 上図は、全日制の場合です。定時制・通信制については、4学年時7月に手続きがあります。
- ※ オンライン申請「意向確認」または「申請確認書」で就学支援金を受給しない又は所得制限以上にチェックをした場合は、申請確認書以外の提出は不要ですが、就学支援金を受給しない又は所得制限以上にチェックをした場合は、今後の国の制度改正等により高校無償化の制度が新設されたとしても、無償化の対象外となる可能性がありますので、全員申請するようにしてください。
- ※ 休学、復学、転学、保護者等の変更の場合には、他に手続きが必要となります。

[2回目手続き]についてのお願い

令和7年6月頃に、2回目の手続きをしていただきます。
4月時、紙申請により課税証明書等で認定を受けた方は収入状況届出書その他書類が必要となります。

3 必要な手続き

次のⅠ、Ⅱのいずれかに該当するかを確認して、該当する手続きをしてください。

Ⅰ 就学支援金の支給を受けたい方

令和6年度（令和5年收入状況）の算定式により算出した金額の合計額（父・母等の合計）が304,200円未満の世帯

(1) 次の書類を、学校が指定する期日まで提出してください。

提出書類	1 高等学校等就学支援金の申請について（申請確認書） ・申請確認書の「受給を希望します。」欄にチェックしてください。
	2 税情報利用同意書 ※オンライン申請（①マイナンバーカードを持っている場合）をする方で、同意される方のみ提出してください。②マイナンバーカードを持っていない又は同意されない方は提出不要です。

(2) オンラインで申請してください。

スマートフォンやパソコンで行い、次のいずれかの方法で保護者等の収入状況を登録します。

①マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。

②マイナンバーカードを持っていない場合

秋田県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。

この方法で申請する方は、別途「個人番号利用同意書兼マイナンバー収集台紙」を提出する必要があります。

※学校から配布される「ログインID通知書」により、システム（e-Shien）へログインし、申請手続きをしてください。画面上で案内があります。（別途「申請者向け利用マニュアル」参考）

●ログインは、以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



※検索エンジンで「e-Shien」等と検索してもヒットしませんので、必ず上記いずれかの方法でアクセスしてください。

●オンライン申請システムに関しては、文部科学省ホームページにも参考資料が掲載されておりますので参考としてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

※申請リーフレット、申請者向け利用マニュアル、FAQ、説明動画（YouTube）が掲載されています。

Ⅱ 就学支援金の支給を受けない（授業料を納める）方

令和6年度（令和5年收入状況）の算定式により算出した金額の合計額（父・母等の合計）が304,200円以上の世帯

〈注意！〉 所得制限になる見込みであっても、「受給を希望します」を選択することをお勧めします。
申請確認書の「所得制限以上です。」または「受給を希望しません。」欄にチェックした場合、
今後、国の制度改正等により高校無償化の制度が新設された際に対象外となる可能性があります。
→ 「受給を希望します」を選択した場合、手続き及び提出書類はⅠと同様です。

4 提出方法

提出期限および提出先
提出方法

令和〇〇年〇月〇〇日（〇） 〇〇高等学校事務室
書類が配布された封筒に入れて提出してください。

5 就学支援金に関するQ&A

Q1 就学支援金の申請書類を提出した後、就学支援金はいつ受け取れますか？

就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から秋田県教育委員会を経由し、学校へ直接交付されます。
支給認定がなされた生徒・保護者の方には、直接授業料を納めていただく必要はありません。

Q2 書類の提出を忘れ、6月に申請書を提出しようと思いますが、遡って4月から受給できますか？

就学支援金は、手続きを行った当月又は翌月から支給され、遡っての受給はできません。
支給を希望される方は、学校があらかじめ定める提出期限までに必ず書類を提出してください。

Q3 両親に加えて、祖父母と一緒に暮らしており、収入がありますが、就学支援金の支給額に影響がありますか？

就学支援金の支給額は、「保護者等」の所得で判断します。親権者である両親がいらっしゃる場合、祖父母に収入があったとしても、祖父母の所得は算入されません。

Q4 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

あくまでも親権者の所得が基準となりますので、この場合、親権者である両親の所得を確認できる書類を提出してください。

Q5 就学支援金の申請をしませんでしたが、父母が離婚したことで世帯の状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？

離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得を確認できる書類を添付し、学校に申請してください。親権者の構成に変更があった月中に申請していただき、要件を満たせば、翌月から就学支援金の支給対象となります。

Q6 就学支援金を受けましたが、養子縁組等により、親権者の数が増えました。どのような手続きが必要ですか？

親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を規準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の個人番号カード等の所得確認書類をご用意の上、学校に届け出てください。

Q7 オンライン申請を行うために事前準備が必要なものは何ですか。また、ログイン画面はどうやってアクセスすればよいですか？

オンライン申請を行うためにはスマートフォン、パソコン等の端末、ログイン用のID・パスワードが必要です。そのほか、申請中に必要なものについては、申請者向け利用マニュアルを確認してください。

Q8 オンライン申請を行うための使用可能なスマートフォン、パソコン等の端末がない場合、どのように申請を行えばよいですか？

学校で代替申請を行うので、学校の指示により、所定の用紙にて申請を行ってください。

Q9 過去に別の高等学校等に通っていた期間があり、通算在学期間が36月（定時制・通信制は48月）を超過していますが、申請書類を提出する必要がありますか？

就学支援金の支給対象とはなりません。最長12月（定時制・通信制は24月）まで就学支援金相当の支援を行う制度（学び直し）があります。詳しくは学校事務室にご相談ください。

※この他のQ&Aは、文部科学省のホームページに掲載されております。

お知らせ

※就学支援金認定・不認定の結果について※

- 学校を通して、6月上旬にお知らせします。
- 認定された方は、4月～6月分の授業料を納める必要はありません。
- 不認定となった方、受給を希望しない方、申請書等未提出の方は、4月～6月分の授業料を納める必要があります。口座引落日や納入期限等は、後日学校から連絡があります。ただし、今後の国の制度改正等により、不認定となった方も授業料を納める必要が無くなる可能性があります。

※低所得世帯向け「奨学のための給付金」制度について※

- 低所得世帯を対象に、教科書費・教材費・PTA会費等の授業料以外の教育費負担軽減を目的とした「奨学のための給付金」制度があります。（返済の必要はありません。）支給を受けるには、対象要件に該当した上で、申請する必要があります。
- 主な対象要件は、基準日（令和7年7月1日）において、次のすべてに該当する世帯であることです。
 - ① 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合計額が非課税であること。（生活保護（生業扶助）受給世帯を含む。）
 - ② 保護者等が秋田県内に在住していること。
 - ③ 生徒が就学支援金の受給権者であること。
- 給付金額は、家族構成により異なり、次の3種類に分かれます。
 - ① 生活保護世帯 ② 第1子の高校生がいる世帯
 - ③ 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯
- 申請時期は7～8月頃の予定です。詳しい内容については、7月頃に改めてご案内します。

【お問い合わせ先】

秋田県立〇〇〇高等学校 事務室 電話 〇10-〇〇〇-〇〇〇〇